

南区地域福祉交流ラウンジのご紹介

みなさまのご利用をお待ちしております。



相模原市社会福祉協議会
マスコットキャラクター

にこまる

【南区地域福祉交流ラウンジの運営】

ラウンジは、南区内の地区社会福祉協議会・地区民生委員児童委員協議会などで構成される「ラウンジ運営協議会」及び福祉団体等で構成される「ラウンジ運営委員会」によって運営されています。

ご利用日 月～土曜日
(12月29日～1月3日及び保守点検日を除く)

ご利用時間 9:00～21:30

貸出施設 活動室

料金 無料

ご利用には、事前の団体登録が必要です。
ご予約は6か月前から1週間前まで可能です。

●施設図



●設備品

- ・カラーコピー機 (有料)
- ・ホワイトボード
- ・ノートパソコン (インターネット可)
- ・プロジェクター1台
- ・80型ワイドスクリーン1台
- ・スピーカー 1組
- ・CD デッキ 1台

●ご利用時間の区分

①	9:00～12:00
②	13:00～15:00
③	15:00～17:00
④	18:00～21:30
最大2日間を終日利用可とします	

※②を利用する場合、14:50までに活動を終了し、14:55には退出していただきます。

※申込時、他に利用がない場合は②と③の連続した予約が可能です。

「ご利用には登録が必要です。」

ラウンジに登録できる団体とは、地域住民の福祉向上を目的に設立され、南区を中心に活動する概ね5人以上で構成された次の団体を指します。

- (1) 南区内において福祉活動を行うボランティア団体
- (2) 南区内の障がい・高齢・児童などで福祉課題のある当事者団体
- (3) 南区内の社会福祉施設、福祉に係る教育施設等
- (4) 南区内の各地区社会福祉協議会及び各地区民生委員児童委員協議会
- (5) その他、運営委員会委員長が特に認める団体

※利用にあたって

- ①ラウンジ運営に協力ができ、利用規則が守れる団体
- ②常に整理整頓に努め、活動上発生したゴミを持ち帰る等利用責任を果たすことができる団体

登録できない団体

- (1) 思想、宗教、政治活動を伴う活動を行う団体
- (2) 営利を目的とする活動を行う団体

※障がい者施設・地区社協等福祉バザー・福祉チャリティー等の事業を除きます。

必要書類

登録に当たっては、登録申請書とともに次の書類を添付していただきます。

- (1) 会則
- (2) 年間事業計画
- (3) 予算書
- (4) 会員名簿